

# 西宮市監査と内部統制に関する懇談会設置要綱

(目的)

第1条 西宮市における内部統制制度の構築にあたって、総務省「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月）」に則って、監査委員の専門的見地による意見又は助言を得ることで、より効率的で効果的な内部統制制度構築のための検討を行うため、西宮市監査と内部統制に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 内部統制制度の構築と推進に関すること
- (2) 内部統制の基本方針及び内部統制評価報告書等に関すること
- (3) その他、座長が必要と認める事項に関すること

(懇談会の委員)

第3条 懇談会の委員は、別表に掲げる者とする。

2 懇談会は必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(座長)

第4条 懇談会の座長は委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会の議事を進行する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときはあらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(設置期間)

第5条 懇談会の設置期間は、この要綱の施行日から令和4年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、総務局総務総括室総務課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

別表（第3条関係）

監査委員	
監査事務局	監査事務局長
財務局	財務総括室長
総務局	総務局長 総務局担当理事 総務総括室長
会計管理者	